

2017.5.12

## 日本ジオパーク委員選出方法について(案)

日本ジオパーク委員会は、2008年5月の設立時には、産業技術総合研究所（以下、産総研）の一委員会として位置付けられ、活動を開始した。2015年度より産総研が、ジオパークを業務として扱わなくなり、産総研の委員会としての位置付けは解消された。

産総研の委員会としての位置付けは解消されたが、日本ジオパークネットワーク加盟認定や世界ジオパークの推薦などで、専門家機関が必要であるため、日本ジオパークネットワークが事務局となり、2015年4月からは、日本ジオパーク委員会は任意団体として存続している。

2015年のユネスコ正式プログラム化にともない、日本ジオパーク委員会は、ナショナルコミッティーとして日本ユネスコ国内委員会から認証されている。日本ジオパーク委員会は、こうしたユネスコ事業を支援する組織であり、その構成員の選出には、透明性、公平性が求められ、専門家が適切に選出される必要がある。そして、日本ジオパーク委員会は、その任務遂行のため、地球科学に関する高い専門性を持つと同時に、ジオコンサベーション、ジオツーリズムなどのジオパークの持つ機能についての、専門的な知見や経験を持つ者から構成される必要がある。

これまで、日本地質学会、日本地理学会、日本第四紀学会、日本火山学会、日本地震学会からの各2名の委員と関連組織から委員が選出されてきた。学会選出の委員については、この5学会から委員を選んでいるのは、過去の日本ジオパーク委員会設立当初時の産業技術総合研究所の決定を踏襲しているためであり、上述の5学会からのみ委員を選ぶのは、ジオパークを評価する専門家を適切に選出する方法であるとは必ずしも言えない。

ジオパークがユネスコ事業化され、その認定プロセスに政府機関も関わるようになった現在においては、その選考過程をより合理的な方法に、改訂していくべきであろう。

現在、国内外の様々な学会において、学術的にジオコンサベーションやジオツーリズム等について議論がなされている。日本ジオパーク委員会は、そうした議論や専門的な見識に基づき、専門家として、国内のジオパークの評価にあたるべきである。そうした体制づくりが必要である。

### 1. 日本ジオパーク委員会の構成

ユネスコ世界ジオパーク作業指針に示されている委員構成を踏まえ、これまでの日本のジオパーク活動の経緯や事情を踏まえて、以下のように考案した

- a. ユネスコ国内委員会推薦 (1)
- b-1. 学術専門家 (5)
- b-2. 地質調査総合センター (1)
- c. 環境保全組織関係者 (1)
- d. 文化遺産団体関係者 (1)

- e. 観光団体関係者 (1)
- f. IGCP 国内委員会 (1)
- g. 国内 UGG 代表者 (1)
- h-1. JGN 推薦 (1)
- h-2. 教育関係者 (1)
- h-3. GGN Executive Board member (渡辺) , GGN Advisory Committee (中田)
- h-4. 全国地質調査業協会 (1)

合計 17 名

## 2. 委員の選出方法

### b-1. 学術専門家

学術専門家は、日本最大の地球科学者コミュニティである日本地球惑星科学連合 (JpGU) に日本ジオパーク委員会委員長が諮問し、その答申結果に基づいて決定される。その選考については日本地球惑星科学連合において行われるが、それには、これまで委員を選出してきた、日本地質学会、日本地理学会、日本第四紀学会、日本火山学会、日本地震学会に加え、地質遺産 (geoheritage) の評価を行う上で必要な地形学の学会である日本地形学連合と、文化遺産 (cultural heritage) の評価を行う上で必要な考古学の学会である日本考古学協会とが協力をする。

JpGU に諮問の際は、以下の条件を満たす委員候補を選考してもらう。

- 1) Geoheritage の評価をする上で必要となる専門的な知見を有すること (Geoheritage となる事象の専門家)。
- 2) Geoconservation の方法論についての専門的な知見を有すること。
- 3) Geotourism, 教育, 防災等, ジオパークに必要とされる事項についての専門的な知見を有すること。

### g. 国内 UGG 代表者

日本国内の UGG8 地域による会議において選出。

### h-3. GGN 関係者

任期は、委嘱を受けている期間。

以上